

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	伊勢崎市	事業名	史跡上野国佐位郡正倉跡					事業形態	直接買上げ					
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)														
史跡上野国佐位郡正倉跡は、平成26年10月に史跡指定、平成30年2月、令和6年2月に一部が追加指定され、現在に至っている。 伊勢崎市は、史跡指定地全体を公有化して確実な保存を図るとともに、史跡公園として整備する長期的な構想を打ち出しているが、史跡内には小学校等の公共施設が含まれ、本格的整備は数十年先になることが見込まれ、段階的な保存活用の取り組みを実施している。史跡地内には公共施設や民有地(宅地や水田)が混在する状況であり、現状変更等による史跡の損失を未然に防ぐため、伊勢崎市では現状変更を制限するなど史跡地の管理にあたっている。しかし、指定地の地権者にとっては財産権に関する損失を被る場合もあり、伊勢崎市は、土地の公有地化による実質的な補填を行い、史跡の保護と財産権との調整を図れるよう配慮している。このため特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、暫定的な土地の整備を行って、史跡地の活用を進めていくこととしている。令和7年度は(2)に掲げる1筆の土地を公有化予定である。当該地は、個人住宅の建替え希望に伴い急遽、史跡に追加指定(予定・12月に答申済)される見込みの土地であるが、土地所有者が史跡指定後の速やかな公有化を条件に、指定に同意した経緯があり、史跡指定による財産権の制約を速やかに補償するため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。 なお、上記の公有化が完了しなければ、地権者の財産権の侵害、ひいては史跡の破壊につながる恐れがある。 また、上記の公有化範囲を含む史跡の活用計画については、「史跡上野国佐位郡正倉跡保存活用計画」のP63～64、79～88に記載されている。(☆)														
(2) 令和7年度公有化の計画														
番号	公有化計画地			公有化の緊要性					令和8年度以降当面の活用方針					
1	伊勢崎市上植木本町2795番地			所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。					公有化した土地の発掘調査等を実施し、その成果をもとに史跡上野国佐位郡正倉跡調査整備委員会の指導の下暫定的な整備を行う。そして市民や周辺小中学校の生徒に対し、公開活用を行う。					
2														
3														
4														
5														
当該年度事業費		48,041千円		当該年度補助額		38,432千円								
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)														
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			R7～11											
管理 (R7買上地)	草刈	業者に委託し、年4回実施	R8～											
	巡回監視	文化財保護パトロール員によるパトロールを年3回実施	R8～											
活用 (R7買上地)	発掘調査	確認調査・現地説明会	R8											
	暫定整備 (解説板整備・解説会)	簡易解説板の設置など解説板や展示などを使った解説会などを開催	R9 R10～											
	情報発信	史跡地内の公民館を暫定的な活用の拠点とし、パンフレットの配布やミニ展示などを行う	R8～											
	普及活用	史跡地内の小学校や公民館と連携した授業や講座などの開催	R8～											
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 設計 整備工事	未定											
	史跡公園公開		未定											
上記に係る特記事項														
・R7買上地の暫定的な整備はあくまで本格的な整備までの仮整備である。これらの解説板等は本格的な整備に備えて、移設可能な簡易なものにする。 ・公民館を暫定的な活用の拠点とし、展示や講座を開催予定であるが、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解も促進するものとする。														